

平成十六年十二月十日受領
答弁第八二二号

内閣衆質一六一第八二号

平成十六年十二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員川内博史君提出新石垣空港整備事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員川内博史君提出新石垣空港整備事業に関する質問に対する答弁書

一及び四について

新石垣空港整備事業（以下「本件事業」という。）の予算の取扱いについては、現在、平成十七年度予算の編成に当たって検討を行っているところである。なお、本件事業は、環境影響評価の手続が終了した後、後に実施されることとなる。

本件事業に係る環境の保全については、事業主体である沖縄県において、環境影響評価書に記載されているところにより、適切に対応すべきものである。政府においては、新石垣空港の設置の許可を行う国土交通大臣において、当該設置許可の審査に際し、環境影響評価書の記載事項等に基づいて、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査するとともに、当該審査に先立ち、国土交通大臣は沖縄県に対し、環境大臣の意見を勘案して環境影響評価書について環境保全の見地からの意見を述べることができることとされている。

また、御指摘の沖縄県環境影響評価審査会が沖縄県知事に対して行った答申の内容については、承知している。

二について

白保地域では、世界的にみても大規模なアオサンゴ群集が確認されており、また、新石垣空港の建設予定地付近では、御指摘の希少生物の生息が確認されていることは承知している。これらへの対策を含め、本件事業に係る環境の保全については、事業主体である沖縄県において、環境影響評価書に記載されているところにより、適切に対応すべきものと考えている。

三について

環境省においては、現在、白保地域の西表国立公園への編入に向けて、地元自治体である石垣市との意見交換を行い、また、同市と共同で地元住民に対して説明会を開催するなど、関係者の理解を得るよう努力しているところである。

世界遺産への登録に関しては、環境省及び林野庁が設置した学識経験者による検討会において、平成十五年五月二十六日に、我が国の新たな世界自然遺産の候補地の一つとして白保地域を含む琉球諸島が選定されたところである。今後、我が国として琉球諸島を世界自然遺産として推薦するためには、世界自然遺産の登録基準に合致する具体的な地域を抽出した上で、国内法上その自然環境を厳格に保護するための措

置を講ずることが必要であり、白保地域については、まずは右の登録基準を満たすか否かを検討することが必要と考える。

五について

事業主体である沖縄県からは、御指摘のような「強い乱気流の発生による運航の危険」は無いと聞いている。